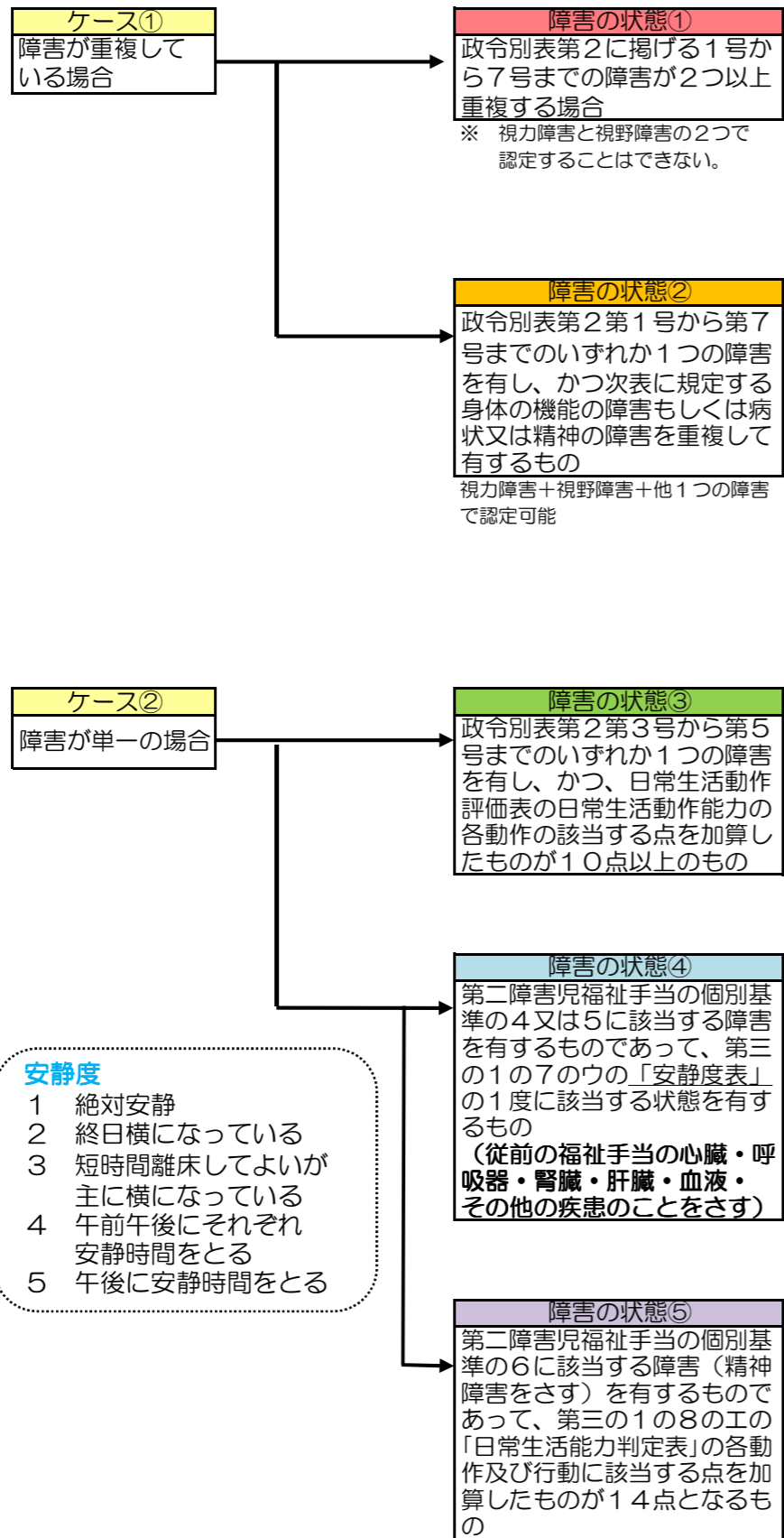


特別障害者手当認定フローチャート



安静度

- 1 絶対安静
- 2 終日横になっている
- 3 短時間離床してよいが主に横になっている
- 4 午前午後にそれぞれ安静時間をとる
- 5 午後に安静時間をとる

- 【別表第2 (第1条関係)】**
- 1 視力：両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
又は良い方の視力が0.04かつ他眼の視力が手動弁以下のもの
視野：両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの(ゴールドマン型視野による測定)
又は両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの(自動視野計による測定)
 - 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くものもしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの
 - 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

- (次表)**
- 1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
又は良い方の視力が0.08かつ他眼の視力が手動弁以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 - 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
 - 4 そしゃく機能を失ったもの
 - 5 音声又は言語機能を失ったもの
 - 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
 - 7 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くものもしくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
 - 8 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
 - 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 11 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

《日常生活動作評価表》

1	タオルを絞る(水をきれる程度)	ひとりできる場合	0点
2	とじひもを結ぶ	ひとりできてもうまくできない場合	1点
3	かぶりシャツを着て脱ぐ	ひとりでは全くできない場合	2点
4	ワイシャツのボタンをとめる		
5	座る(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を継続する)		
6	立ち上がる		
7	片足で立つ		
8	階段の昇降		

注1
2の場合については、次によること
5秒以内ができる ... 0点
10秒以内ができる ... 1点
10秒ではできない ... 2点

3及び4の場合については次による
30秒以内ができる ... 0点
1分以内ができる ... 1点
1分ではできない ... 2点

《日常生活能力判定表》 ...点数は、日常生活動作評価表と同じ

1	食事	自立・介助・不可
2	用便(月経)の始末	自立・介助・不可
3	衣服の着脱	自立・介助・不可
4	簡単な買い物	自立・介助・不可
5	家族との会話	通じる・少しは通じる・通じない
6	家族以外の者との会話	通じる・少しは通じる・通じない
7	刃物・火の危険	わかる・少しはわかる・不可
8	戸外での危険から身を守る(交通事故)	守れる・不十分だが守れる・不可

2つ

1つ

2つ

1つ

10点以上

14点以上